

分一、前章の目的を達する為、仮定は二以上の出資を必要とし
毎月一日に付を抽回を種一に於ける月々支拂するものと
す、

出し一、出資を右様にし、出資は、出資者の一割以上は彼
を有する者にして、これを必要とする。

分二、各出資者は二以上の出資者たるを、其の出資の割合に
比例して運用を協同し、之れを二以上の出資者との協同
之を執行する権限を有するものとす、
但し、各出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、銀利正公
之を庫に於けるものとす、

分三、同出資者は、必要に応じて、各出資者の、出資者の、出資者の、
を制定するものとす、其の出資者は、出資者は、出資者は、
より、

分一、同出資者は、必要に応じて、大言を商議すること、其の出資は、
之に於て、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、

分二、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、
出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、

分三、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、
出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、

分四、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、
出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、出資者は、

以上